



秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県公報発行規則の一部を改正する規則(一一・総務課)	2
政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一二・秘書課)	2
次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則(一三・人事課)	2
秋田県立大学条例施行規則等を廃止する規則(一四・科学技術課)	2
秋田県畜産試験場の手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(一五・試験研究推進課)	3
秋田県農業試験場等の手数料徴収条例施行規則を廃止する規則(一六・試験研究推進課)	3
秋田県点字図書館規則の一部を改正する規則(一七・障害福祉課)	3
秋田県小児療育センター条例施行規則(一八・障害福祉課)	4
秋田県児童会館管理規則の一部を改正する規則(一九・子育て支援課)	5
秋田県健康増進交流センター管理規則の一部を改正する規則(二〇・健康対策課)	5
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(二一・医務課)	6
秋田県民会館使用料の減額に関する規則の一部を改正する規則(二二・県民文化政策課)	6
秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則(二三・県民文化政策課)	7
秋田県民会館条例施行規則の一部を改正する規則(二四・県民文化政策課)	9
秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則(二五・地域活動支援室)	9

秋田県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則(二六・男女共同参画課)	10
秋田県環境保全センター管理規則の一部を改正する規則(二七・環境整備課)	11
秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則(二八・自然保護課)	12
秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則(二九・自然保護課)	13
秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則の一部を改正する規則(三〇・自然保護課)	14
秋田県花き種苗センター条例施行規則の一部を改正する規則(三一・農畜産振興課)	15
秋田県榎森牧場管理規則を廃止する規則(三二・農畜産振興課)	15
秋田県水産用機械類貸付譲渡条例施行規則を廃止する規則(三三・水産漁港課)	15
秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例施行規則の一部を改正する規則(三四・水産漁港課)	16
秋田県森林学習交流館条例施行規則の一部を改正する規則(三五・秋田スギ振興課)	16
秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則(三六・商工業振興課)	18
秋田県菅田沢湖高原駐車場条例施行規則の一部を改正する規則(三七・観光課)	19
秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例施行規則を廃止する規則(三八・資源エネルギー課)	19
秋田県金属鉱業研修センター条例施行規則の一部を改正する規則(三九・資源エネルギー課)	19
秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則(四〇・労働政策課)	19
秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(四一・建設交通政策課)	21
秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(四二・港湾空港課)	22
秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則の一部を改正する規則(四三・港湾空港課)	25
秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則(四四・管財課)	26
訓令	27
許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(一・総務課)	28

規 則

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

秋田県規則第十一号
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則
秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号及び第二号を次のように改める。

一 知事公室情報公開課及び地域振興局

二 秋田県立図書館

第七条中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号から第十一号までを削り、第十二号を第四号とし、第十三号を第五号とし、第十四号を削り、第十五号を第六号とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十二号

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(資産等報告書等に係る資産等)」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第三条の見出しを「(所得等報告書の作成等)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第四条の見出しを「(関連会社等報告書に係る報酬)」に改め、同条第二項を削る。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七条第三項中「閲覧請求簿に必要な事項を記入しなければ」を「閲覧請求書を知

事に提出しなければ」に改め、同条第六項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同条第七項を削る。

本則に次の一条を加える。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第五号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十三号

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則(平成十六年秋田県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表公営企業管理者の項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県立大学条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十四号

秋田県立大学条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 秋田県立大学条例施行規則(平成十一年秋田県規則第四十九号)

二 秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)

三 秋田県立大学短期大学部学則(平成十一年秋田県規則第五十一号)

四 秋田県立大学学術研究交付金条例施行規則(平成十三年秋田県規則第五十四号)

五 秋田県立大学大学院学則(平成十四年秋田県規則第三十六号)

六 秋田県立大学評議会規則(平成十四年秋田県規則第三十七号)

七 県立大学の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成六年秋田県規則第二十一号）

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 公立大学法人秋田県立大学の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成十七年秋田県条例第六号）（第二条第二号の規定による廃止前の秋田県立大学学術研究交付金条例（平成十三年秋田県条例第十号）の規定により交付した学術研究交付金については、この規則による廃止前の秋田県立大学学術研究交付金条例施行規則第十条から第十二条までの規定は、なおその効力を有する。

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十五号

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例施行規則（昭和三十六年秋田県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例施行規則

第一条中「秋田県畜産試験場の手数料徴収条例」を「秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例」に、「、必要な」を「必要な」に改める。

第二条を次のように改める。

（依頼書の提出）

第二条 条例第一条の凍結処理を依頼する者及び同条の飼育管理を依頼する者は、別に定める様式による依頼書を秋田県農林水産技術センターの長に提出しなければならない。

第四条を削る。

第五条の見出し中「場長の」を削り、同条中「第二条の規定により種畜の精液」を「条例第一条」に、「及び精液採取のための種畜」を「を依頼した者及び同条」に、「、場長」を「秋田県農林水産技術センターの長」に改め、同条を第四条とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、この規則による改正前の秋田県畜産試験場の手数料

徴収条例施行規則第二条の規定により秋田県畜産試験場長に対してされた依頼又は同規則第五条の規定により秋田県畜産試験場長がした指示は、この規則による改正後の秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例施行規則第二条の規定により秋田県農林水産技術センターの長に対してされた依頼又は同規則第四条の規定により秋田県農林水産技術センターの長がした指示とみなす。

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十六号

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例施行規則を廃止する規則

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例施行規則（昭和四十五年秋田県規則第七十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県点字図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十七号

秋田県点字図書館規則の一部を改正する規則

秋田県点字図書館規則（昭和四十七年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める開館時間を変更することができる。

第三条第二項を次のように改める。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は前項に定める休館日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休館日であつても点字図書館を使用させることができる。

第五条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「ある」を「できる」に改め、同条第一号中「係員」を「知事」に改め、同条第一号中「他人」を「他の使用者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる者のほか、点字図書館の管理上支障が生ずる行為をした者
 第七条中「点字図書館の管理者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の点字図書館の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第七条 秋田県点字図書館条例(平成十七年秋田県条例第六十六号)第二条の規定により点字図書館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の点字図書館の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を点字図書館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の制限)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県点字図書館規則第七条第一項の規定による開館時間及び休館日の承認並びに同規則第九条第二項の規定による秋田県点字図書館の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県小児療育センター条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十八号

秋田県小児療育センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県小児療育センター条例(平成十七年秋田県条例第七十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請等)

第二条 条例第二条の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、秋田県小児療育センター(以下「センター」という。)の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料等の減免の申請)

第三条 条例第五条の規定による使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第四条 条例第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第二条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、条例第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第五条第二項の規定によるセンターの管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県児童会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十九号

秋田県児童会館管理規則の一部を改正する規則

秋田県児童会館管理規則（昭和五十五年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、秋田県社会福祉施設条例（昭和四十五年秋田県条例第十号）第四条の規定に基づき」を削る。

第二条第二項中「特に」を削り、「前項の」を「前項に定める」に改める。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「月曜日」を「その日」に改め、「第三条」を削り、「火曜日」を「その日の翌日」に改め、同条第二項中「特に」を削り、「前項の」を「前項に定める」に改め、同条に次の一項を加える。

3 館長は、必要があると認めるときは、休館日であつても会館を使用させることができる。

第四条の見出し中「承認」を「許可の申請等」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる施設等を使用しよう」を「秋田県児童会館条例（平成十七年秋田県条例第七十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により使用の許可を受けよう」に、「児童会館使用承認申請書（別記様式）」を「別に定めるところにより、申請書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「館長は、」の下に「会館の使用が」を加え、「承認」を「許可」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第五条を次のように改める。

（使用料の減免）

第五条 条例第五条の規定による使用料の免除は、児童の健全な育成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）若しくは館長がこれに準ずると認める団体又は個人が不特定多数の児童を対象とする児童の健全な育成を図る活動を行うために会館の施設又は設備を使用する場合（一人当たりの最高額が三百円以上の入場料を徴収する場合を除く。）に行つものとする。

- 2 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を館長に提出しなければならない。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県健康増進交流センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十号

秋田県健康増進交流センター管理規則の一部を改正する規則

秋田県健康増進交流センター管理規則（平成九年秋田県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第一項を次のように改める。

センターの使用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 次号から第四号までに掲げる施設以外の施設 午前十時から午後九時まで

二 トレーニングルーム 午前十時から午後八時まで

三 宿泊室 午後二時から使用を終える日の午前十時まで

四 一般浴室（宿泊室を使用する者が使用する場合に限る。） 午前五時から午前八時まで及び午前十時から午後十二時まで（宿泊室の使用を開始する日にあつては、午後二時から午後十二時まで）

第二条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に、「の規定による」を「に定める」に改め、同条第三項を削る。

第三条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「条例」を「秋田県健康増進交流センター条例（平成九年秋田県条例第十五号。以下「条例」という。）」に改め、「により」の下に「使用の」を加え、「健康増進交流センター使用許可申請書（様式第一号）」を管理受託者を經由して「を、別に定めるところにより、申請書を」に改め、同条第二項中「その」を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

（使用料の減免の申請）

第五条 条例第五条の規定による入館料又は使用料の減免を受けようとする者は、別

に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
 (指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第六条 条例第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のセンターの使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

第八条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。
 2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「管理受託者が条例第六条第一項」を「指定管理者は、条例第十条第一項」に、「健康増進交流センター利用料金(変更)承認申請書(様式第三号)」を「使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書」に改め、同条第二項を削り、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。
 様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県健康増進交流センター管理規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第九条第二項の規定による秋田県健康増進交流センターの管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県健康増進交流センター条例及び秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第七十四号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第八条の規定の例により行うものとする。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十一号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十二年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

第十条第一項中「二級」を「一級」に改め、同条を第九条とし、本則に次の一条を加える。

(補 則)

第十条 法、麻薬及び向精神薬取締法施行令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第十六号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県民会館使用料の減額に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十二号

秋田県民会館使用料の減額に関する規則の一部を改正する規則

秋田県民会館使用料の減額に関する規則(昭和四十一年秋田県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(使用料の減額の申請)」に改め、同条中「別記様式の使用料減額申請書を知事に提出してその承認を受けなければ」を、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改める。

第四条の見出しを「(使用料の減額の決定の取消し)」に改め、同条中「前条の申請書に記載された事業目的と異なつた内容で、会館を使用した事実を認めるときは、減額の承認」を「使用の目的を変更したときは、使用料の減額の決定」に改める。本則に次の一条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用料の減額の申請)

第五条 秋田県民会館条例(昭和三十九年秋田県条例第三号)第五条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合における第三条の規定の適用については、同条中「知事に」とあるのは、「指定管理者を経由して知事に」とする。別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十三号

秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合生活文化会館条例施行規則(平成元年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 音楽研修室

第三条第一項の表生活センター(展示ホール及びびくらしのサロンを除く。)の項中

生活センター(び情報ディスク)

「(展示ホール及びびくらしのサロンを除く。)」を削り、同表中

△に限る。(

秋田まるごとフ

展示ホール及
ツシヨンルー
を
秋田まるごとプラザ
に、
練習室

ラザ
を
練習室

を
音楽研修室
に改め、こどもサロンの項を

削り、同条第二項中「会館の長(以下「館長」という。)は、特に」を「知事(生活センターにあつては、生活センター所長。次条第二項及び第三項において同じ。)」は、「」に改める。

第四条第一項の表生活センター(展示ホールを除く。)の項中「(展示ホールを除

く。)」を削り、同表中
生活センター(展示ホールに
限る。)
を
練習室

練習室

に、
美術展示ホール
を
音楽研修室
美術展示ホール

音楽研修室

に、
研修室
を
研修室

に、
こどもサロン
を
研修室

に改め、同条第二項中「館長は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事に届け出て」を削り、同条第三項中「館長は、特に」を「知事は、」に改める。

第五条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、「により」の下に「使用の」を加え、「総合生活文化会館使用許可申請書(様式第一号)を館長に提出し、その許可を受けなければ」を「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改め、同条第二項中「館長は、会館」を「知事は、条例第三条各号に掲げる施設」に改め、「その」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「第五条」を「第六条」に改め、「練習室」の下に「音楽研修室」を加え、同条第二項中「第五条」を「第六条」に、「総合生活文化会館施設使用料減免申請書(様式第二号)を館長に提出し、その承認を受けなければ」を「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「館長が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の会館の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第八条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)
 第七条 条例第八条の規定により会館(生活センターを除く。第十条第一項を除き、以下同じ。)の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」といふ。)の会館の使用時間及び休業日は、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に定める使用時間及び第四条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三条第二項若しくは第四条第二

項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日を会館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第一項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

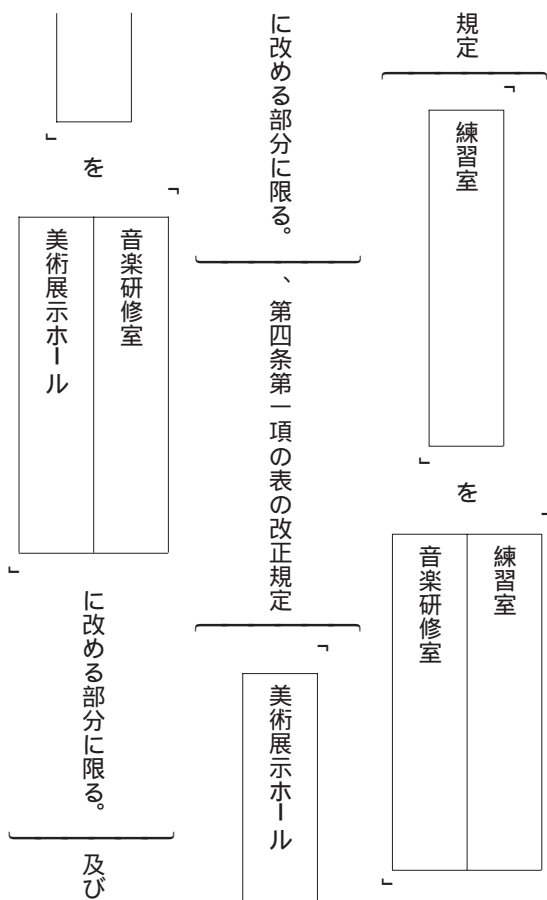
2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用料の減免の申請)

第九条 指定管理者に管理を行わせる場合における第六条第二項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者を経由して知事」とする。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第二条の改正規定(第九号を削る部分を除く。)、第三条第一項の改正



第七条第一項の改正規定(「練習室」の下に「音楽研修室」を加える部分に限る。)は同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県総合生活文化会館条例施行規則第七条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに同規則第十条第二項の規定による秋田県総合生活文化会館(生活センターを除く。)の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十四号

秋田県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県民会館条例施行規則(平成十二年秋田県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「会館の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事の承認を得て」を削る。

第三条の見出しを「(休館日等)」に改め、同条第一項中「各号に掲げる」を削り、同項第二号中「一月三日」を「同月三日」に改め、同項第三号中「十二月三十一日」を「同月三十一日」に改め、同条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事に届け出て」を削り、同条第三項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請」を加え、同条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「規定により」の下に「使用の」を加え、「秋田県民会館使用許可申請書(別記様式)」を「別に定めるところ」に、「管理受託者を經由して」を「申請書を」に改める。

第五条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の会館の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等)

第五条 条例第五条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)(の会館の開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及

び第三条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第五条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開館時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その開館時間及び休館日を会館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第六条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「第二条第一項」とあるのは「第六条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなれば」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。別記様式を削る。

附則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県民会館条例施行規則第五条第一項の規定による開館時間及び休館日の承認並びに同規則第七条第二項の規定による秋田県民会館の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第二十五号

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十五号)

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「センターの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削る。

第三条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「ゆとり生活創造センター施設等使用許可申請書（様式第一号）を管理受託者を経由して知事に提出し、その許可を受けなければ」を「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改め、同条第二項中「、センター」を「、条例第二条各号に掲げる施設及び設備」に、「その使用を許可しない」を「使用の許可をしない」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「第四条」を「第五条」に改め、同条第三項中「第四条」を「第五条」に、「ゆとり生活創造センター施設等使用料減免申請書（様式第二号）」を「管理受託者を経由して」を「別に定めるところにより、申請書を」に改め、同条第五条とする。

第七条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第六条 条例第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）のセンターの使用時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その使用時間及び休館日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等）

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用料の減免の申請）

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条第三項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者を経由して知事」とする。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則第六条第一項の規定による使用時間及び休館日の承認並びに同規則第九条第二項の規定による秋田県ゆとり生活創造センターの管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十六号

秋田県男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県男女共同参画センター条例施行規則（平成十三年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第三条第一項中「センター」を「男女共同参画センター（以下「センター」という。）」に改め、「。以下同じ」を削り、同条第二項中「センターの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条を第一条とする。

第四条第一項中「休館日は、」の下に「木曜日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（秋田県中央男女共同参画センターにあつては、」を加え、「日と」を「日」とに改め、同条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「男女共同参画センター研修室使用許可申請書（別記様式）」を管理受託者を経由して知事に提出し、その許可を受けなければ」を「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改め、同条第二項中「センター」を「研修室」に改め、「その」を削り、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（使用料の減免の申請）

第五条 条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第六条を次のように改める。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第六条 条例第八条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の当該センターの使用時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合におけるセンターの使用についての第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その使用時間及び休館日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要

な周知に努めなければならない。

第七条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等）

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合におけるセンターの使用についての第四条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用料の減免の申請）

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における研修室の使用についての第五条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者を経由して知事」とする。
別記様式を削る。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県男女共同参画センター条例施行規則第六条第一項の規定による使用時間及び休館日の承認並びに同規則第九条第二項の規定による男女共同参画センターの管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県環境保全センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県規則第二十七号

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県環境保全センター管理規則の一部を改正する規則

秋田県環境保全センター管理規則(昭和五十一年秋田県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項の」を「前項に定める」に、「ある。」を「できる。」に改める。

第四条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条第一項中「並びに二月二日」を「一月二日」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に定める」に、「ある。」を「できる。」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

第五条の見出しを「(使用の許可の申請等)」に改め、同条中「第三条」を「第三条第一項の規定により使用」に、「事業者は、様式第一号による」を「者は、別に定めるところにより、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 センターの管理上支障があると認められるとき。

第六条中「第三条」を「第三条第一項の規定により使用」に、「事業者」を「者」に、「様式第二号による」を「別に定めるところにより、」に改める。

第七条中「条例第六条の規定によりセンターの管理を委託された者(以下「管理者」といふ。）」を「知事が指定する者」に、「前条」を「前条」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第八条を削る。

第九条中「第四条ただし書」を「第四条第二項ただし書」に改め、同条第二号中「事業者」の下に「(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む。）」を加え、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第十条 条例第六条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」といふ。))のセンターの使用時間及び休業日は、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に定める使用時間及び第四条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条第二項並びに第四条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理

者」と、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第十条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県環境保全センター管理規則第十条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに同規則第十一条第二項の規定による秋田県環境保全センターの管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十八号

秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則

秋田県営自然公園施設管理規則(昭和五十三年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公園施設のうち、」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用期間及び使用時間を変更することができる。

第三条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条中「による公園施設

(駐車場を除く)を「により秋田県営被川山荘及び秋田県営鉾立山荘(以下「被川山荘等」という)に、「の申請は、自然公園施設使用許可申請書(様式第一号)」を「を受けようとする者は、別に定めるところ」に、「管理受託者を經由してしなれば」を「申請書を知事に提出しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、被川山荘等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 被川山荘等の管理上支障があると認められるとき。

第五条第一項中「第七条」を「第六条」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「短縮し、又は延長しよう」を「変更しよう」に、「公園施設」を「被川山荘等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、自然条件等により前項に定める使用料徴収期間を変更することができない。

第六条第一項中「第八条」を「第七条」に、「につき」を「が被川山荘等を使用する場合に行うものとし、その額は、」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「奉仕活動する」を「奉仕活動をする」に改め、同項第三号中「公園管理」を「被川山荘等の管理」に改め、同条第二項中「第八条」を「第七条」に、「の申請は、自然公園施設使用料減免申請書(様式第二号)」を「を受けようとする者は、別に定めるところ」に、「管理受託者を經由してしなれば」を「申請書を知事に提出しなれば」に改める。

第七条中「知事が」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、条例第九条の規定により公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合の当該公園施設の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の使用期間等)

第七条 条例第九条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の駐車場の使用期間及び使用時間は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める使用期間及び使用時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 条例第九条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条第二項及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の

規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用期間及び使用時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項の規定によりこれらを変更しようとするときは、その使用期間及び使用時間を駐車場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(被川山荘等の管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可の申請等)

第八条 条例第九条の規定により被川山荘等の管理を指定管理者に行わせる場合における当該被川山荘等の使用についての第三条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなれば」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなれば」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第三条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

3 条例第九条の規定により被川山荘等の管理を指定管理者に行わせる場合における当該被川山荘等の使用料の減免についての第六条第二項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者を經由して知事」とする。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県営自然公園施設管理規則第七条第一項の規定による使用期間及び使用時間の承認並びに同規則第九条第二項の規定による自然公園施設の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行ふことができる。

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十九号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則(平成五年秋田県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「秋田県の景観を守る条例第八条行為届出書（別記様式）」を「別に定める様式による届出書」に改める。

第五条第二項中「秋田県の景観を守る条例第八条行為変更届出書（別記様式）」を「別に定める様式による変更届出書」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「公団等」を「法人」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十号

秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則の一部を改正する規則

秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則（平成十年秋田県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第二項中「青少年野外活動基地の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事の承認を得て」を削り、「変更し、又は臨時に休業日を設ける」を「変更する」に改め、同条第三項を削る。

第三条の見出し中「等」を削り、同条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、同条第三項を削る。

第五条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の青少年野外活動基地の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五条を第八条とする。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条中「」第二条」を「。

以下「条例」という。）（第一条第一項」に、「よる許可の申請は、奥森吉青少年野外活動基地施設使用許可申請書（別記様式）により、管理受託者を經由してしなければ」を「より使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、親子キャンプ場の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の

許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 青少年野外活動基地の管理上支障があると認められるとき。

第四条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用期間等）

第六条 条例第四条の規定により青少年野外活動基地の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の青少年野外活動基地の使用期間及び第三条第一項の表の上欄に掲げる施設の使用時間は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用期間及び第三条第一項に定める使用時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第一項、第三条第二項及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用期間及び使用時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項、第三条第二項若しくは第四条第一項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用期間、使用時間及び休業日を青少年野外活動基地の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等）

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第五条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条第一項」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

第三条の次に次の一条を加える。

（休業日等）

第四条 知事は、必要があると認めるときは、臨時に青少年野外活動基地の休業日を設けることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、休業日であっても青少年野外活動基地を使

用させることができる。
別記様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県奥森吉青少年野外活動基地管理規則第六条第一項の規定による使用期間及び使用時間の承認並びに同規則第八条第二項の規定による秋田県奥森吉青少年野外活動基地の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県花き種苗センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十一号

秋田県花き種苗センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県花き種苗センター条例施行規則（平成九年秋田県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第二項中「センターの長（以下「所長」という。）は、特に」を「知事は、」に改め、「、実証展示温室について」を削り、同条第三項を削る。
- 3 第三条第二項中「所長は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事に届け出て、実証展示温室について」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「所長又は管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、同項を同条第三項とする。
- 4 第四条中「所長又は管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の観賞温室等の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（使用時間の変更等の事務の委任）

第四条 知事は、次に掲げる事務（実証展示温室に係るものに限る。）をセンターの長に委任する。

- 一 第二条第二項の規定による使用時間の変更
- 二 前条第二項及び第三項の規定による休業日の設定等
（指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第五条 秋田県花き種苗センター条例（平成九年秋田県条例第二十四号）第二条の規定により観賞温室及び花の広場（以下「観賞温室等」という。）の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の観賞温室等の使用時間及び休業日は、第一条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者に管理を行わせる場合における観賞温室等の使用についての第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第五条第一項の規定による」とする。
- 3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県花き種苗センター条例施行規則第五条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに同規則第六条第二項の規定による秋田県花き種苗センターの観賞温室等の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県榎森牧場管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十二号

秋田県榎森牧場管理規則を廃止する規則

秋田県榎森牧場管理規則（昭和四十八年秋田県規則第六十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県規則第三十三号

秋田県知事 寺田典城

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例施行規則を廃止する規則

秋田県水産用機械類貸付譲渡条例施行規則（昭和四十六年秋田県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十四号

秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例施行規則（平成五年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（使用期間）

2 第二条 シャワーの使用期間は、七月一日から八月三十一日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用期間を変更することができる。

第三条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の休憩施設の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（使用時間）

第三条 シャワーの使用時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

（休業日等）

第四条 知事は、必要があると認めるときは、臨時に秋田県岩館漁港海岸休憩施設（以下「休憩施設」という。）の休業日を設けることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、休業日であっても休憩施設を使用させるこ

とができる。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用期間等）

第五条 条例第四条の規定により休憩施設の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）のシャワーの使用期間及び使用時間は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用期間及び第三条第一項に定める使用時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項、第三条第二項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第五条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用期間及び使用時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項、第三条第二項若しくは前条第一項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用期間、使用時間及び休業日を休憩施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（利用料金の承認の申請）

第六条 指定管理者は、条例第八条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項の規定による使用期間及び使用時間の承認並びに改正後の規則第七条第二項の規定による秋田県岩館漁港海岸休憩施設の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための農林水産部関係条例の整備等に関する条例（平成十七年秋田県条例第七十七号）附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第六条の規定の例により行うものとする。

秋田県森林学習交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十五号

秋田県森林学習交流館条例施行規則

秋田県森林学習交流館条例施行規則(平成十七年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「午前九時から午後九時」を「午前九時から午後九時まで、宿泊室にあつては午後三時から使用を終える日の午前十時」に改め、同条第二項中「学習交流館の管理者(以下「管理者」という。)(は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削る。

第三条第一項中「学習交流館」の下に、「(宿泊室を除く。)」を加え、同条第二項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「第三條第一項若しくは第二項又は同條例第四條第一項」を「以下「條例」という。第三條第一項」に改め、「により」の下に「行為の」を加え、「は、それぞれ森林学習交流館行為許可申請書(様式第一号)、森林学習交流館行為変更許可申請書(様式第二号)又は森林学習交流館会議室使用許可申請書(様式第三号)を、管理者を経由して」を「又は同條例第二項の規定により行為の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を」に改め、同条第二項中「又は会議室の使用」を削り、「当該行為又は使用を許可しないことがある」を「行為の許可又は当該許可に係る事項の変更の許可をしないものとする」に改める。

第五条中「管理者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の学習交流館の管理に必要事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五条を第十一条とし、第四条の次に次の六条を加える。
(使用の許可の申請等)

第五条 条例第四条の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の使用の許可について準用する。
(使用料の減免の申請)

第六条 条例第七条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第七条 条例第九条の規定により学習交流館の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)(の学習交流館の使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日を学習交流館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の行為の許可の申請)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者を経由して知事」とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第九条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条第一項及び同条第二項において準用する第四条第二項の規定の適用については、第五条第一項中「第四条」とあるのは「第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項において準用する第四条第二項中「知事は、学習交流館における行為」とあるのは「指定管理者は、条例第四条各号に掲げる施設の使用」と、「行為の許可又は当該許可に係る事項の変更の許可をしないものとする」とあるのは「使用の許可をしてはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第十条 指定管理者は、条例第十三条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠

を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県森林学習交流館条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)(第七条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第十一条第二項の規定による秋田県森林学習交流館の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県森林学習交流館条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十五号)(附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第十条の規定の例により行うものとする。

秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十六号

秋田県産業振興プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業振興プラザ条例施行規則(平成十二年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項並びに第三条第三項及び第四項中「特に」を削り、「ある。」を「できる。」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「産業振興プラザ使用許可申請書(様式第一号)」を「別に定めるところにより、申請書」に改め、同条第二項中「プラザ」を「創業支援室」に、「その使用を許可しない」を「使用の許可をしない」に改め、同条第三項中「創業支援室の使用を許可する」を「使用の許可の」に改める。

第五条第一項中「により創業支援室の」を「により」に改め、「までに」の下に「、別に定めるところにより、」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「搬入機器等変更届出書(様式第三号)」を「別に定めるところ」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条中「知事が」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のプ

ラザの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第六条 条例第七条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)(のプラザ(創業支援室を除く。)(の使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項中「前項に定める」とあり、及び第三条第三項中「第一項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第三項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をプラザの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条第一項」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二項第一項」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」とあり、「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の第五条の規定の適用除外)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合においては、第五条の規定は、適用しない。

(利用料金の承認の申請)

第九条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けよう

とするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県産業振興プラザ条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第十条第二項の規定による秋田県産業振興プラザの管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第一百二号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第九条の規定の例により行うものとする。

秋田県営田沢湖高原駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十七号

秋田県営田沢湖高原駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営田沢湖高原駐車場条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「駐車場」を「秋田県営田沢湖高原駐車場(以下「駐車場」という。)」に改め、同条第二項中「特に」を削る。

第三条中「ある。」を「できる。」に改める。

本則に次の三条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の供用時間)

第四条 秋田県営田沢湖高原駐車場条例第二条の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の駐車場の供用時間は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める供用時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しよつとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第一条第二項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「前項に定める」とあるのは

「第四条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により供用時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項の規定により供用時間を変更したときは、その供用時間を駐車場の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の駐車場の拒否)

第五条 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(補 則)

第六条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に關し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の駐車場の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則

1 この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県営田沢湖高原駐車場条例施行規則第四条第一項の規定による供用時間の承認及び同規則第六条第二項の規定による秋田県営田沢湖高原駐車場の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県金属機械類貸付譲渡条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十八号

秋田県金属機械類貸付譲渡条例施行規則を廃止する規則

秋田県金属機械類貸付譲渡条例施行規則(昭和三十二年秋田県規則第五十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県金属機械類貸付譲渡条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十九号

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則(平成三年秋田県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「まで」の下に、「(宿泊室にあつては、午後三時から使用を終える日の午前十時まで)」を加え、同条第二項中「秋田県産業技術総合研究センターの長(以下「所長」という。）」は、特に「を」に改める。

第三条第一項中「センター」を「本館」に改め、同条第二項中「所長は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事に届け出て」を削り、同条第三項中「所長は、特に」を「知事は、」に改める。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「金属鉱業研修技術センター使用許可申請書(様式第一号)」を所長に提出し、その許可を受けなければ」を「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」に改め、同条第二項中「所長は、センター」を「知事は、条例第二条各号に掲げる施設及び設備」に改め、「その」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第五条を削る。

第六条中「別表の」を「別表第二号の表の」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出し中「減免」の下に「の申請」を加え、同条中「金属鉱業研修技術センター使用料減免申請書(様式第二号)」を所長を経由して」を「別に定めるところにより、申請書を」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「所長が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第八条を第十一条とし、第六条の次に次の四条を加える。

(使用の許可等の事務の委任)

第七条 知事は、次に掲げる事務(本館に係るものに限る。)を秋田県産業技術総合研究センターの長に委任する。

一 条例第二条の規定による使用の許可

二 条例第三条の規定による使用の許可の取消し等

三 条例第二項の規定による使用時間の変更

四 第三条第二項及び第三項の規定による休業日の設定等

五 第四条第一項及び前条の規定による申請書の受理

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第八条 条例第七条の規定によりセンター(本館を除く。第十一条第一項を除き、以下同じ。)の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の宿泊室の使用時間は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項に定める使用時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における宿泊室の使用についての第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項中「前項に定める」とあるのは「第八条第一項の規定による」と、第三条第二項中「設け、又は前項に定める休業日を変更する」とあるのは「設ける」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定により使用時間を変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第九条 指定管理者に管理を行わせる場合における宿泊室の使用についての第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第十条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

別表中「第六条」を「第五条」に改め、透過型電子顕微鏡の項、薄膜試料作成装置の項、X線回折装置の項及び高温粘度測定装置の項を削り、同表蛍光X線分析装置の項中「一、三五〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

X線回析装置	一、一五〇円
高温粘度測定装置	一、八五〇円
示差熱天秤ガスクロマトグラフ質量分析同時測定装置	一、四〇〇円

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第八条第一項の規定による使用時間の承認及び改正後の規則第十一条第二項の規定による秋田県金属鉱業研修技術センター(本館を除く。)の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行つことができる。

3 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例(平成十七年秋田県条例第七十八号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第十条の規定の例により行うものとする。

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十号

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則

秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理規則(昭和五十一年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項の」を「前項に定める」に、「ある。」を「できる。」に改める。

第三条の見出しを「(休業日等)」に改め、同条第二項中「休業日以外の日に休業し、又は休業日に休業しないことがある」を「臨時に休業日を設け、又は前項に定め

る休業日を変更することができる」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

第四条から第六条までを次のように改める。

(使用の許可の申請等)

第四条 秋田県勤労身体障害者スポーツセンター条例(昭和五十一年秋田県条例第四十四号。以下「条例」という。)第二条の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 センターの管理上支障があると認められるとき。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第五条 条例第四条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のセンターの使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第五条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第六条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第五条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

第七條から第九條までを削る。

第十條の見出しを「(補則)」に改め、同条中「知事が」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第十條を第七條とする。

別記様式を削る。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県勤労身体障害者スポーツセンター管理規則第五条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに同規則第七條第二項の規定による秋田県勤労身体障害者スポーツセンターの管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十一号

秋田県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立都市公園条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「(公開日)」に改め、同条第一項中「有料公園施設」を「公園施設」に改め、「及び公開時間」を削り、「とあり」を「第一欄に掲げる都市公園の同表の第二欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に定める日」に改め、同条第二項中「の公開日又は公開時間」を「に定める公開日」に、「ある。」を「できる。」に改め、後段を削る。

第五條の二を次のように改める。

(公開時間)

第五條の二 公園施設の公開時間は、別表第二の第一欄に掲げる都市公園の同表の第

二欄に掲げる公園施設の区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に定める時間とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める公開時間を変更することができる。

第五條の三の見出し中「申請」の下に「等」を加え、同条第一項中「による」を「により」に改め、「者は」の下に「、別に定めるところにより」を加え、「有料公園施設を管理する者を経由して局長」を「知事」に改め、同条第二項中「条例第四条第一項の」を「同条第一項の」に、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、有料公園施設(条例第五条の二第二項の許可を要するものに限る。)(の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 都市公園の管理上支障があると認められるとき。

第五條の三を第五條の四とし、第五條の二の次に次の一条を加える。

(休業日等)

第五條の三 知事は、必要があると認めるときは、臨時に都市公園の休業日を設けることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、休業日であつても都市公園を使用させることができる。

第六條中「局長」を「知事」に、「有料公園施設(その利用について)」を「都市公園」に、「規定による許可を受けることを要しないものに限る。以下この条において同じ」を「許可を要する有料公園施設を除く」に、「有料公園施設から」を「当該都市公園から」に改め、同条第二号中「有料公園施設」を「都市公園」に改める。

第十條及び第十一條を次のように改める。

(使用料の減免の申請)

第十條 条例第十六條の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(書類の經由)

第十一條 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、都市公園の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

本則に次の五條を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の公開日等)

第十二條 条例第十九條の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)(の公園施設の公開日及び公開時間は、第五條第一項及び第五條の二第一項の規定にかかわらず、第五條第一項

に定める公開日及び第五条の二第一項に定める公開時間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第五条第二項、第五条の二第二項及び第五条の三の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条第二項及び第五条の二第二項中「前項に定める」とあるのは「第十二条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により公開日及び公開時間を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第五条第二項、第五条の二第二項若しくは第五条の三第一項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設定したときは、その公開日、公開時間及び休業日を都市公園の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の有料公園施設の利用の許可の申請等)

第十三条 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第五条の四の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「第五条の二第二項」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条の二第二項」と、同条第一項中「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条の四第一項の規定により条例第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条の二第二項の許可の申請に係る手続を定めるときは、その周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の入園の拒否等)

第十四条 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第六条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」と、「第五条の二第二項」とあるのは「第二十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第五条の二第二項」とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の書類の経由)

第十五条 指定管理者に管理を行わせる場合における都市公園の管理についての第十五条の規定の適用については、同条中「都市公園」とあるのは、「前条の申請書にあつては指定管理者を、その他の書類にあつては都市公園」とする。

(補則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、別に

定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の都市公園の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

別表第一中「第三条」の下に、「第五条の四」を加え、同表法第五条第一項の規定による公園施設設置の許可及び変更の許可の項中「公園施設設置」を「公園施設の設定」に改め、同表法第五条第一項の規定による管理の許可及び変更の許可の項中「による」の下に「公園施設の」を加え、同表法第六条第一項の規定による占有の許可及び同条第三項の規定による変更の許可の項中「第六条第一項の規定による」の下に「都市公園の」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二 公園施設の公開日及び公開時間(第五条、第五条の二関係)

都市公園	公園施設	公開日	公開時間
秋田県立小泉瀧公園	テニスコート	四月一日から十一月二十日まで	四月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで
	水心苑	四月一日から十一月二十日まで	四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで 六月一日から八月三十一日まで 午前九時から午後六時まで 十一月一日から同月三十日まで 午前九時から午後四時まで

秋田県立中央公園		パークセンター	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
県営野球場、県営陸上競技場、県営補助陸上競技場、県営球技場、県営庭球場、投てき場、アーチェリー場、野球広場及び運動広場	県営トレーニングセンター及び県営屋根付きグラウンド	四月一日から十一月三十日まで	四月一日から十一月三十日まで	午前九時から午後五時まで
フィールド・アスレチック及び自転車モトクロス場	キャンプ場	四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月三十日まで	四月一日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月三十日まで	午後四時から使用を終える日の午前九時三十分まで

秋田県立北欧の杜公園		休憩所	四月一日から十一月三十日まで	午前九時から午後五時まで
オートキャンプ場	パークセンター	野鳥観察舎及び休憩所	四月二十日から十月三十一日まで	宿泊 午後一時から使用を終える日の午前十一時まで 日帰り 午前十時から午後四時まで
テニスコート及びパークゴルフ場			四月二十日から十一月三十日まで	四月二十日から十月三十一日まで 午前九時から午後五時まで 十一月一日から同月三十日まで 午前九時から午後四時まで

様式第一号から様式第十三号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県立都市公園条例施行規則第十二条第一項の規定による公開日及び公開時間の承認並びに同規則第十六条第二項の規定による都市公園の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行う。

ことができる。

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十二号

秋田県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県港湾施設管理条例施行規則（昭和三十四年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（使用の許可の申請）」に改め、同条第一項中「、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる港湾施設の」を削り、「それぞれ同表の下欄に掲げる様式による」を「別に定めるところにより、」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第三項中「港湾施設を使用しよう」を「使用の許可を受けよう」に、「様式第十一号による」を「別に定めるところにより、」に改め、同条第四項中「により」の下に「使用の」を加え、「を変更しよう」を「の変更の許可を受けよう」に、「様式第十二号による」を「別に定めるところにより、」に改め、同条第五項中「行い」の下に「使用の」を加え、「者が」を「者は」に改め、「例により」の下に「当該許可に係る事項の」を加え、同条第六項を削る。

第二条の見出しを「（使用の権利の承継の申請）」に改め、同条中「規定による」の下に「使用の」を加え、「様式第十三号による」を「別に定めるところにより、」に改める。

第五条を削る。

第六条第二項中「特に」を削り、「ある。」を「できる。」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出しを「（使用時間等）」に改め、同条第二項中「特に」を削り、「ときは、」の下に「第一項に定める使用時間及び」を加え、「ある。」を「できる。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

研修室の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- 一 四月一日から九月三十日まで 午前七時から午後七時まで
- 二 十月一日から同月三十一日まで 午前七時から午後六時まで
- 三 十一月一日から翌年の三月三十一日まで 午前八時三十分から午後五時三十分まで

第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（休業日）

第七条 研修室の休業日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 四月一日から十月三十一日まで 火曜日
- 二 十一月一日から翌年の三月三十一日まで 火曜日及び水曜日

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であっても港湾施設を使用させることができる。

第八条及び第九条を削る。

第十条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条中「（マリーナ施設に係るものにあつては、マリーナ施設の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）を経由して当該マリーナ施設が設置されている港湾を管理する港湾事務所長又は由利地域振興局長）」を削り、同条を第十条とする。

第十三条中「マリーナ施設の管理に関し必要な事項は管理受託者が、船川港金川多目的広場」を「港湾施設」に、「指定管理者が知事の承認を得て別」を「別」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のマリーナ施設等の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第十三条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等）

第十一条 条例第十二条の規定によりマリーナ施設及び船川港金川多目的広場（以下「マリーナ施設等」という。）の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）における当該マリーナ施設等に係る使用についての第一条第一項及び第四項並びに第二条の規定の適用については、これらの規定中「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、第一条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十三条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三條第一項」と、同条第四項中「第三条第三項」とあるのは「第十三条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三條第三項」と、第二条中「第

四条第二項」とあるのは、「第十三条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第二項」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第一条第一項若しくは第四項又は第二条の規定により使用の許可、使用の許可に係る事項の変更の許可又は使用の権利の承継の承認の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の第三条の規定の適用除外)

第十二条 指定管理者に管理を行わせる場合における当該マリナー施設等に係る使用については、第三条の規定は、適用しない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の開場期間等)

第十三条 指定管理者に管理を行わせる場合の球技場の開場期間及び開場時間並びに研修室の使用時間及び休業日は、第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項の規定にかかわらず、第五条第一項に定める開場期間、第六条第一項に定める使用時間、同条第二項に定める開場時間及び第七条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合におけるマリナー施設等の使用についての第五条第二項、第六条第三項並びに第七条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条第二項及び第七条第二項中「前項に定める」とあり、及び第六条第三項中「第一項に定める」とあるのは「第十三条第一項の規定による」と、同項中「前項に定める」とあるのは「同項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により開場期間、使用時間、開場時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第五条第二項、第六条第三項若しくは第七条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その開場期間、使用時間、開場時間及び休業日をマリナー施設等の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第十四条 指定管理者は、条例第十六条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県港湾施設管理条例施行規則第十三条第一項の規定による研修室の使用時間及び休業日の承認並びに同規則第十五条第二項の規定によるマリナー施設等の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十三号

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則(平成十一年秋田県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「ふれあい緑地の管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)は、特に」を「知事は、」に、「あらかじめ知事の承認を得て、第一項」を、「前項」に、「変更し、又は臨時に休業日を設ける」を、「変更する」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「の施設のうち、次に掲げるもの」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、同条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

(休業日等)

第四条 ふれあい緑地の休業日は、水曜日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもふれあい緑地を使用させることができる。

第五条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のふれあい緑地の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五条を第十二条とし、第四条の次に次の七条を加える。

(行為の許可の申請等)

第五条 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例(平成十一年秋田県条例第三十六号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定により行為の許可を受けようとする者又は同条第二項の規定により行為の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、ふれあい緑地における行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、行為の許可又は当該許可に係る事項の変更の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 ふれあい緑地の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の申請等)

第六条 条例第四条第一項の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の使用の許可について準用する。

(使用料の減免の申請)

第七条 条例第七条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用期間等)

第八条 条例第九条の規定によりふれあい緑地の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のふれあい緑地の使用期間、使用時間及び休業日は、第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用期間、第三条第一項に定める使用時間及び第四条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項、第三条第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第八条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用期間、使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項、第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設定したときは、その使用期間、使用時間及び休業日をふれあい緑地の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の行為の許可の申請)

第九条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条第一項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者を経由して知事」とする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第十条 指定管理者に管理を行わせる場合における第六条第一項及び同条第二項において準用する第五条第二項の規定の適用については、第六条第一項中「第四条第一項」とあるのは「第十条第二項の規定により読み替えて適用される条例第四条第一項」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第二項において準用する第五条第二項中「知事は、ふれあい緑地における行為」とあるのは「指定管理者は、条例第四条第一項各号に掲げる施設の使用」と、「行為の許可又は当該許可に係る事項の変更の許可をしないものとする」とあるのは「使用の許可をしないものとする」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第十一条 指定管理者は、条例第十三条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第八条第一項の規定による使用期間、使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第十二条第二項の規定による秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための建設交通関係条例の整備等に関する条例(平成十七年秋田県条例第七十九号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第十一条の規定の例により行うものとする。

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十四号

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「管財課長」を「会計管財課長」に、「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」に改める。

第五条第一項中「(様式第一号)」を削り、同条第二項中「(様式第二号)」を削り、同条第三項中「(様式第三号)」を削る。

第六条第一項を次のように改める。
公舎管理者が別に定める要件に該当する入居者は、自動車保管場所を使用することができ。

第六条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定による通知を受けた職員」を「公舎に入居しようとする職員又は入居者で、自動車保管場所を使用しようとするもの」に改め、「(様式第六号)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十一条中「の各号」を削り、同条第六号中「自動車保管場所の使用の承認を得ることなく」を「自動車保管場所使用開始届を提出しないで」に改める。

第十六条第一項中「(様式第八号)」を削り、同条第三項中「(様式第九号)」を削る。

別表出納局長世帯用公舎の項中「、労働委員会事務局及び企業局」を「及び労働委員会事務局」に改め、同表学術国際部長県立大学世帯用公舎の項中「県立大学(附属施設を含む。)」を「公立大学法人秋田県立大学」に改め、同表学術国際部長県立大学単身者用公舎の項を削り、同表学術国際部長水産振興センター世帯用公舎の項中「水産振興センター」を「農林水産技術センター水産振興センター」に改め、同表農林水産部長の項を削る。

様式第一号から様式第九号までを削る。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の秋田県公舎管理規則第六条第三項の規定により提出されている自動車保管場所使用開始届は、この規則による改正後の秋田県公舎管理規則第六条第二項の規定により提出された自動車保管場所使用開始届とみなす。

訓 令

秋田県訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
第二條(処分日数及び経由日数)

2 部局(秋田県部等設置条例(昭和五十六年秋田県条例第二号)第一条に規定する部等及び秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)第四条第一項に規定する出納局をいう。次項において同じ。)の各課(同規則第三条第一項に規定する課、同条第二項に規定する課並びに同規則第四条第二項に規定する課及びセンターをいう。以下同じ。)に共通する許認可等事務の処分日数及び経由日数は、別表のとおりとする。

3 前項の許認可等事務以外の許認可等事務の処分日数及び経由日数は、当該許認可等事務を主管する部局の長が別に定めるものとする。

4 許認可等事務は、前二項に定める処分日数及び経由日数を超えて処理してはならない。

第三条の見出しを「(処分日数の算定)」に改め、同条中「処理日数」を「処分日数」に、「本庁にあつては課において、地方機関にあつては」を「課又は」に、「翌日(以下)」を「翌日(次条第一号において)」に改め、「起算して」を削り、「文書(以下)」を「文書(同条第二号において)」に、「総務課若しくは課から」を「課」に改める。

第四条中「の各号」を削り、同条第一号中「本庁で」を「課で」に改め、「もの」の下に「(次号に係るものを除く。)」を、「から」の下に「当該」を加え、「本庁処理課」を「当該課」に改め、同条第二号中「本庁で処理する申請書等で処分文書が」を「課で処理した処分文書で」に、「本庁処理課から処分文書を收受した地方機関が当該」を「と地方機関において」に、「その」を「当該」に、「日数」を「日数とを」に改める。

第五条の見出しを「(処分日数及び経由日数に算入しない日数)」に改め、同条中「の各号」を削り、「日は、処理及び経由の日数」を「日数は、処分日数及び経由日数」に改め、同条第一号中「照復する」を「補正を求めるために要する」に改め、同条第三号中「規定する県の休日」の下に「の日数」を加え、同条第四号を削る。

第六条の見出しを「(処分日数及び経由日数の特例)」に改め、同条中「し、別表」を「する場合その他の特別な事情がある場合において、第二条第二項又は第三項、じ、日数の」を「処分日数及び経由日数の」じ、「じじじは、第二条」を

「は、同条第四項」に、「日数を」を「処分日数及び経由日数を」に改め、「その」の下に「言及び」を加える。別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

許 認 可 等 事 務	根 拠 法 令 等 の 名 称	事 項 名	処 又 は 地 方 機 関	日 数	経 路 機 関	日 数		備 考
						日 数	日 数	
民法(明治29年法律第89号)		1 公益法人の設立の許可(第34条)	各 課	30				
		2 公益法人の定款の変更の認可(第38条第2項)	各 課	20				
		3 公益法人の残余財産の処分の許可(第72条第2項本文)	各 課	20				
信託法(大正11年法律第62号)		1 公益信託の引受けの許可(第68条)	各 課	30				
		2 公益信託の条項の変更(第70条)	各 課	20				
		3 公益信託の受託者の辞任の許可(第71条)	各 課	20				
		4 公益信託の信託管理人の選任(第72条において準用する第8条第1項本文)	各 課	20				
		5 公益信託の信託財産を固有財産とすることの許可(第72条において準用する第22条第1項ただし書)	各 課	20				
		6 公益信託の受託者の解任(第72条において準用する第47条)	各 課	20				

	7 公益信託の新受託者の選任(第72条において準用する第49条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))	各課	20				
民事再生法(平成11年法律第225号)	再生計画案が可決された場合の公益法人の継続の認可(第173条第1項)	各課	20				
地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)	1 地方独立行政法人の業務方法書の認可又は変更の認可(第22条第1項)	各課	30				秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取に要する期間(15日)を含む。
	2 地方独立行政法人の中期計画の認可又は変更の認可(第26条第1項)	各課	30				秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取に要する期間(15日)を含む。
	3 第41条の施行に関する事務	各課	30				秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取に要する期間(15日)を含む。
	(1) 中期計画において定められた限度額を超える短期借入金の認可(第1項ただし書)	各課	30				秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取に要する期間(15日)を含む。
	(2) 中期計画において定められた限度額を超える短期借入金の借換えの認可(第2項ただし書)	各課	30				秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取に要する期間(15日)を含む。
破産法(平成16年法律第75号)	破産者が法人である場合の公益法人の継続の認可(第219条第1項)	各課	20				

附 則
この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十七年七月八日(号外第一号)公布の施設の管理を指定管理者に行わせるための建設交通部関係条例の整備等に関する条例
(原稿誤り)

九十三 十一 第十二条 第二十条

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六〇〇五
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄